週二回（火、金）定期発行
必要に応じ号外発行

公報

（号外）

第五十一号

一九六八年

六月二十六日

目次　ページ

立法

○船員職業安定法（立法第三十七号）　1
○職業訓練法（立法第三十八号）　8
○職業安定法の一部を改正する立法（立法第三十九号）　13

立法

立法院の議決した船員職業安定法に署名し、ここに公布する。

一九六八年六月二十六日

行政主席　松　岡　政　保

立法第三十七号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

船員職業安定法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　政府の行なう船員の職業紹介、職業指導及び部員職業補導
　第一節　通則（第七条―第十三条）
　第二節　船員職業紹介（第十四条―第十九条）
　第三節　職業指導（第二十条―第二十二条）
　第四節　部員職業補導（第二十三条―第二十七条）
第三章　政府以外の者の行なう船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業
　第一節　船員職業紹介事業（第二十八条―第三十六条）
　第二節　船員の募集（第三十七条―第四十五条）
　第三節　船員労務供給事業（第四十六条―第四十八条）
第四章　船員職業安定審議会（第四十九条）
第五章　雑則（第五十条―第五十六条）
第六章　罰則（第五十七条―第六十二条）
附則

第一章　総則

（立法の目的）

第一条　この立法は、何人にもその能力及び資格に応じて公平、かつ、有効に船員の職業に就く機会を与えることによって、政府以外の海上企業（以下「海上企業」という。）に対する必要な労働力を充足し、もって船員の職業の安定を図るとともに、経済の興隆に寄与することを目的とする。

2　政府の業務に従事する船舶に雇用され、給料その他の給与を政府より受ける船員の募集、資格要件及び採用は、琉球政府公務員法（一九五三年立法第四号）の規定による。

（職業選択の自由）

第二条　何人も、その能力及びその有する免状若しくは証書、その受けた訓練又はその経験による資格に応じ、適当な船舶における船員の職業を自由に選択することができる。

（船員選択の自由）

第三条　船舶所有者（船舶共有の場合には船舶管理人を、船舶賃借の場合には船舶借入人を、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者をいう。以下同じ。）は、船員として雇用する者を自由に選択することができる。ただし、労働組合法（一九五三年立法第四十二号）の規定によって、船舶所有者又はその団体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。

（均等待遇）

第四条　何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、部員職業補導等について、差別的取扱いを受けることがない。ただし、労働組合法の規定によって、船舶所有者又はその団体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。

（政府の行なう業務）

第五条　政府は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　海上労働力の需要供給の適正な調整を図ること及びその労働力を最も有効に発揮させるために必要な計画を樹立すること。

二　政府以外の者の行なう船員職業紹介、船員の募集又は船員労務供給事業を船員及び公共の利益を増進するように指揮監督すること。

三　求職者に対し、迅速に、その能力に適当な船員の職業に就くことをあっせんすること。

四　求職者に対し必要がある場合には、職業指導又は部員職業補導を行なうこと。

五　海上労働力の需要供給に関する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。

六　個人、団体、学校又は関係行政庁の協力を得て、船員職業安定の業務の運営の改善向上を図ること。

七　失業保険法（一九五八年立法第五号）の規定により失業保険金の支給を受けるべき者について職業紹介、職業指導又は部員職業補導を行ない、失業保険制度の健全な運用を図ること。

（定義）

第六条　この立法で「船員」とは、船員法（一九六〇年立法第百十五号）による船員及び同法による船員でない者で琉球船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

2　この立法で「船員職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における船員雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

3　この立法で「職業指導」とは、船員の職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択及び職業に対する適応を容易にさせるために必要な指示、助言その他の指導を行なうことをいう。

4　この立法で「部員職業補導」とは、部員になろうとする者に対し、部員の職業に就くことを容易にさせるために、救命艇おろし方、ボイラー取扱い法、救急法、海事用語、船内紀律その他海上労働において必要な基本的かつ実用的知識及び技能を授けることをいう。

5　この立法で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自から又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

6　この立法で「船員労務供給」とは、供給契約に基づいて人を船員として他人に使用させることをいう。

第二章　政府の行なう船員の職業紹介、職業指導及び部員職業補導

第一節　通則

（企画及び監督）

第七条　行政主席は、この立法の施行に関する事項について管海官庁（船舶法（一九六二年立法第四十六号）第五条第三項に規定する管海官庁をいう。以下同じ。）を指揮監督するとともに、海上企業における船員募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、海上労働力の需要供給の調整、職業指導及び部員職業補導に関する政策の樹立その他この立法の施行に関し必要な事務を掌り、所属の職員を指揮監督する。

（職員たる要件）

第八条　管海官庁の行なう船員の職業の安定に関する業務を効果あらしめるために、通商産業局、宮古地方庁及び八重山地方庁において専らこの立法を施行する業務に従事する職員は、別に人事委員会規則で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

（公共職業安定所に対する協力）

第九条　管海官庁は、公共職業安定所の業務について、協力しなければならない。

（求職者のための施設）

第十条　政府は、船員職業紹介の事業を行なうにあたり必要があると認めるときは、宿泊施設、食堂、浴場その他の施設を設けるものとする。

（労働力の需給に関する調査）

第十一条　行政主席は、管海官庁の海上労働力の需要供給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基づいて、海上労働力の需要供給の調整を

図り、もって雇用量を増大することに努めなければならない。

（海上企業に対する奉仕）

第十二条 行政主席は、船員の募集、選考、配置転換等に関する問題の処理について、船舶所有者から指導を求められた場合においては、船員の職業に関する調査の結果に基づいて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、もって海上企業の進展に奉仕することに努めなければならない。

（事務の依頼）

第十三条 通商産業局長は、公共職業安定所に次の事務を依頼することができる。

一 求職の申込みが、通商産業局に出頭してすることの困難な場合において、当該申込みについて通商産業局に取り次ぐこと。

二 求職者の身元、資格等に関し調査すること。

三 求人又は求職に関する通報を周知させること。

2 前項各号の事務を依頼するにあたり、公共職業安定所が当該地域及びその近接地域にないときは、通商産業局長は、当該地域の市町村長に前項各号の事務を依頼することができる。

3 宮古地方庁長又は八重山地方庁長は、その管轄区域内の市町村長に第一項各号の事務を依頼することができる。この場合において、同項第一号中「通商産業局」とあるのは「宮古地方庁」又は「八重山地方庁」とそれぞれ読み替えるものとする。

第二節 船員職業紹介

（申込みの受理）

第十四条 管海官庁は、いかなる求人又は求職の申込みについても受理しなければならない。ただし、求人若しくは求職の申込みの内容が法令に違反するとき、又は求人の申込みの内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて、著しく不適当であると認めるときは、その申込みを受理しないことができる。

2 管海官庁は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働条件その他の求人の条件について、求職者に対し、その就職先、労働条件、乗り組むべき船舶その他の求職条件について指導することができる。

（労働条件の明示）

第十五条 求人者は、求人の申込みにあたり管海官庁に対し、管海官庁は、紹介にあたり求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

（紹介の原則）

第十六条 管海官庁は、求人者又は求職者に、求人又は求職の申込みの内容に適合する紹介をするように努めなければならない。

第十七条 紹介は、求人条件又は求職条件を同じくする申込みの間においては、その受理の順序による。ただし、求職者が管海官庁の紹介する適当な職に就くことを規則で定める回数にわたり拒んだときは、紹介の順序については、その最後の拒絶のときに新たに申込みの受理があったものとみなす。

（求人又は求職の開拓）

第十八条 管海官庁は、海上労働力の需要供給の状況に応じ、求人又は求職の開拓に努めなければならない。

（争議行為に対する不介入）

第十九条 管海官庁は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出し又はけい船の行なわれている船舶につき、求職者を紹介してはならない。

2 前項に規定する場合のほか、船員労働委員会が管海官庁に対し船舶において同盟罷業、閉出し又はけい船に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、管海官庁は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない。ただし、当該争議の発生前通常使用されていた船員の員数を維持するため必要な限度まで、求職者を紹介する場合は、この限りでない。

第三節 職業指導

（職業指導の原則）

第二十条 管海官庁は、新たに船員の職業に就こうとする者その他船員の職業に就こうとする者に対し、特別の指導を加えることを必要とするときは、職業指導を行なわなければならない。

（適正検査）

第二十一条 管海官庁は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者につき、体力、知能、性格その他について船員の職業に対する適応性の検査を行なうことができる。

0620

（学校に対する協力）

第二十二条　管海官庁は、学校を卒業する者に対し学校の行なう職業指導に協力しなければならない。

第四節　部員職業補導

（部員職業補導の原則）

第二十三条　部員職業補導は、海上労働力の需要供給の状況に応じて必要な職業種目について、行なわれなければならない。年少者その他特別の部員職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するような補導の種目及び方法が選定されなければならない。

2　この立法の規定により行政主席の行なう部員職業補導は、海上労働者の専門的職業活動に直接関係があるものに限られなければならない。行政主席は、技術的科目を除いて、学校教育法（一九五八年立法第三号）による学校において通常行なわれる科目に関する補導は、行なわないものとし、技術的科目に関する補導を行なう場合においても、実地訓練に重点を置き、座学は最少限度に止めるものとする。

（部員職業補導の機関）

第二十四条　部員職業補導は、海員学校が行なう。

（管海官庁の協力）

第二十五条　管海官庁は、前条の海員学校の行なう部員職業補導を受けるべき者の選考について、協力しなければならない。

（部員職業補導の種目等）

第二十六条　部員職業補導の種目、及び方法並びに部員職業補導を受けるべき者の選考について必要な事項は、行政主席が定める。

2　部員職業補導の期間は、三月をこえてはならない。

（手当の支給）

第二十七条　政府は、部員職業補導を受ける者に対して、手当を支給することができる。

第三章　政府以外の者の行なう船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業

第一節　船員職業紹介事業

（船員職業紹介事業の禁止）

第二十八条　政府以外の者は、何人も次条に規定する場合を除いては、船員職業紹介事業を行なってはならない。

（船員職業紹介事業の許可）

第二十九条　船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体で、次の条件を具備するものは、行政主席の許可を受けて、船員職業紹介事業を行なうことができる。

一　当該団体の行なう船員職業紹介が有料でなく、かつ、その事業が営利を目的としないこと。

二　政府から補助金を受けないで船員職業紹介事業を行なうこと。

2　行政主席は、前項の条件に適合する許可の申請があったときは、これに対し許可を与えなければならない。

（船員職業紹介所の所在地変更等）

第三十条　船員職業紹介事業を行なう者は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、又は船員職業紹介所を増設しようとするときは、あらかじめ行政主席に届け出なければならない。

（設備の改善等）

第三十一条　行政主席は、船員職業紹介所の設備その他業務の運営が船員職業紹介事業の経営に関して不適当であると認めるときは、船員職業紹介事業を行なう者に対して設備の改善その他必要な事項を勧告することができる。

（報酬受領の禁止）

第三十二条　船員職業紹介事業の従業者は、いかなる名義でも、船員の職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。

（兼業の制限）

第三十三条　船員職業紹介事業を行なう者及びその従業者は、次の業務を行なうことができない。ただし、船員職業紹介事業を行なう者は、行政主席の許可を受けたときは、第四号から第六号までの業務を行なうことができる。

一　両替

二　質屋

三　酒類の販売

四　飲食店

五　日用品の販売

六 宿泊所

2 船員職業紹介事業を行なう者及びその従業者は、前項各号の業務を行なう者と通謀して、利を図ることはできない。

（名称の制限）

第三十四条 第二十九条の規定により船員職業紹介事業を行なう者でない者は、その名称又はその有する施設の名称中に船員職業紹介を行なう者たることを示すような文字を用いてはならない。

（帳簿書類の作成等）

第三十五条 第二十九条の規定により船員職業紹介事業を行なう者は、その業務に関して規則で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備え置かなければならない。

（準用規定）

第三十六条 第二十九条の規定により行なう船員職業紹介には、第十四条から第十九条までの規定を準用する。

第二節 船員の募集

（文書等による募集）

第三十七条 新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出若しくは頒布又は放送により船員の募集を行なおうとする者は、あらかじめ募集の内容を管海官庁に通報しなければならない。

（文書等以外の方法による募集）

第三十八条 前条に規定する方法以外の方法により船員の募集を行なおうとする者は、規則の定める場合を除いて、行政主席の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により行政主席の許可を受けることを要しない者は、あらかじめ募集の内容を管海官庁に通報しなければならない。

（委託募集）

第三十九条 船舶所有者は、その被用者以外の者に船員の募集を行なわせようとするときは、行政主席の許可を受けなければならない。

2 船舶所有者は、前項の被用者以外の者に船員の募集について報酬を与えようとするときは、行政主席の許可を受けなければならない。

3 第一項の規定により船員の募集を行なう者は、同時に二以上の船舶所有者のため募集を行なってはならない。

（募集の制限）

第四十条 管海官庁は、海上労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第三十七条の規定による募集に関し、募集地域又は募集時期について、理由を附した文書により制限を加えることができる。

第四十一条 行政主席は、第三十八条の規定により、募集を許可する場合は、募集人員、募集地域その他募集方法に関し、必要な指示を与えることができる。

（報酬受領の禁止）

第四十二条 船舶所有者、船員の募集に従事する被用者及び第三十九条第一項の規定により船員の募集を行なう者は、募集に応じた者から、いかなる名義でも財産上の利益を受けてはならない。

（報酬給与の禁止）

第四十三条 船舶所有者は、募集に従事する被用者に対し、いかなる名義でもその募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給与してはならない。

（再委託の禁止）

第四十四条 船員の募集に従事する被用者及び第三十九条第一項の規定により船員の募集を行なう者は、その募集を他人に委託してはならない。

（準用規定）

第四十五条 船員の募集については、第十五条及び第十九条の規定を準用する。

第三節 船員労務供給事業

（船員労務供給事業の禁止）

第四十六条 何人も、次条に規定する場合を除いては、船員労務供給事業を行ない、又はその船員労務供給事業を行なう者から供給される人を船員として使用してはならない。

（船員労務供給事業の許可）

第四十七条 労働組合法による労働組合は、行政主席の許可を受けたときは、無料の船員労務供給事業を行なうことができる。

（準用規定）

第四十八条 前条の労働組合の行なう船員労務供給事業については、第十五条及び第十九条の規定を準用する。

第四章　船員職業安定審議会

（船員職業安定審議会）

第四十九条　この立法の施行に関する重要事項及び他の立法に基づきその権限に属せしめられた事項を審議させるため、政府に船員職業安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、行政主席の諮問に応じて前項に規定する事項を調査審議するほか、必要に応じ行政主席に建議することができる。

3　審議会は、委員九名以内で組織する。

4　行政主席は、この立法の施行に関する重要事項については、すべて審議会の意見を徴さなければならない。

5　審議会は、その業務を行なうについて資料を必要とするときは、行政主席に当該資料の提供を求めることができる。

6　審議会の委員は、船舶所有者を代表する者、船員を代表する者及び学識経験のある者のうちから、行政主席が任命する。

7　船舶所有者を代表する者のうちから任命される委員、船員を代表する者のうちから任命される委員及び学識経験のある者のうちから任命される委員の数は、各同数でなければならない。

8　審議会は、必要に応じその都度招集しなければならない。

9　審議会の委員は、規則の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を受けるものとする。

10　前各項に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

第五章　雑　則

（報告の徴収）

第五十条　管海官庁は、必要があると認めるときは、船員の雇用又は解雇について、船舶所有者に報告を求めることができる。

（検査等）

第五十一条　行政主席は、船員職業紹介事業を行なう者、船員の募集を行なう者若しくは船員労務供給事業を行なう者に事業又は業務に関し、報告をさせ、若しくは帳簿書類の提出を求め、又は当該職員にその事務所において、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　行政主席は、第四十六条の規定の実施状況を調査するため、必要があると認めるときは、当該職員をして、事務所その他の施設に臨み、帳簿及の提出を求め、又は船舶所有者若しくは船員に対して質問させることる。

3　当該職員は、前二項に規定する職権を行なうときは、その身分を示を携帯し関係人に提示しなければならない。

（事業の停止又は許可の取消し）

第五十二条　行政主席は、船員職業紹介事業を行なう者、船員の募集を者若しくは船員労務供給事業を行なう者が法令若しくはこれに基づく席の処分に違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害するおそれと認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消ができる。

2　前項の規定により船員職業紹介事業の許可の取消しを受けた者には船員職業紹介事業の許可を与えることができない。

（秘密の厳守）

第五十三条　管海官庁の行なう船員の職業の安定に関する業務又は政府者の行なう船員の職業紹介、募集若しくは船員労務供給事業に関し船舶所有者その他の者から知り得た船員又は船舶所有者の個人的情報は秘密とし、何人もこれを他にもらしてはならない。ただし、行政主示に基づいて公表する場合は、この限りでない。

（職員の教育又は訓練）

第五十四条　政府は、その行なう船員の職業紹介、職業指導その他この施行に関する事務に従事する職員の教育又は訓練を行なうため、計画し、必要な施設を設けなければならない。

（権限の委任）

第五十五条　この立法に規定する行政主席の権限に属する事項は、規則ところにより、管海官庁に委任することができる。

（施行規則）

第五十六条　この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章　罰　則

第五十七条　次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役又五十ドル以上二千五百ドル以下の罰金に処する。

一　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手

業務について協力しなければならない。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（船員に対する適用除外）

第五十四条の二　この立法は、船員職業安定法（一九六八年立法第三十七号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

5　失業保険法の一部を次のように改正する。

本則（第六章及び第六十六条第一項を除く。）中「職業安定審議会」の下に「及び船員職業安定審議会」を加える。

第十九条第一項中「公共職業安定所」の下に「又は通商産業局、宮古地方庁若しくは八重山地方庁（以下「船員職業安定所」という。）」を加える。

第十九条第二項及び第三項、第二十五条、第二十七条の二第一項、第二十八条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項中「公共職業安定所」の下に「又は船員職業安定所」を加える。

第二十八条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　船員職業安定法（一九六八年立法第三十七号）第十九条（争議行為に対する不介入）の規定に違反して、労働争議の発生している事業所又は船舶に受給資格者を紹介したとき。

第六十六条第一項中「規定する職業安定審議会」の下に「及び船員職業安定審議会」を加える。

第六十六条第一項中「規定する船員職業安定審議会」を加える。

6　琉球政府行政組織法（一九六一年立法第百号）の一部を次のように改正する。

別表第五中「通商産業局」物産検査所、計量検定所、工業研究指導所」を「通商産業局」物産検査所、計量検定所、工業研究指導所、海員学校」に改める。

7　琉球政府公務員の退職手当に関する立法（一九五六年立法第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第六項第一号中「公共職業安定所」の下に「又は通商産業局、宮古地方庁若しくは八重山地方庁（以下「船員職業安定所」という。）」を加え、同項第五号中「公共職業安定所」の下に「又は船員職業安定所」を加える。

立法院の議決した職業訓練法に署名し、ここに公布する。

一九六八年六月二十六日

行政主席　松　岡　政　保

立法第三十八号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

職業訓練法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　公共職業訓練（第五条―第十一条）
第三章　事業内職業訓練（第十二条―第二十条）
第四章　職業訓練指導員（第二十一条―第二十三条）
第五章　技能検定（第二十四条―第二十七条）
第六章　職業訓練審議会（第二十八条・第二十九条）
第七章　雑則（第三十条―第三十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この立法は、労働者に対して、必要な技能を習得させ、及び向上させるために、職業訓練及び技能検定を行なうことにより、工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この立法で「労働者」とは、事業主に雇用される者（船員職業安定法（一九六八年立法第三十七号）第六条第一項に規定する船員（以下この項において「船員」という。）を除く。以下「雇用労働者」という。）及び求職者（船員となろうとする者を除く。以下同じ。）をいう。

2　この立法で「職業訓練」とは、労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行なう訓練をいう。

3　この立法で「公共職業訓練」とは、一般職業訓練所、総合職業訓練所及び身体障害者職業訓練所において行なう職業訓練並びに第八条の規定により事業主が委託を受けて行なう職業訓練をいう。

4　この立法で「事業内職業訓練」とは、事業主がその雇用労働者に対して行

なう職業訓練をいう。

5　この立法で「職業訓練指導員」とは、職業訓練において訓練を担当する者をいう。

（職業訓練の原則）

第三条　公共職業訓練と事業内職業訓練とは、相互に密接な関連のもとに行なわれなければならない。

2　公共職業訓練及び事業内職業訓練は、学校教育法（一九五八年立法第三号）による学校教育との重複を避け、かつ、これと密接な関連のもとに行なわなければならない。

（職業訓練計画）

第四条　行政主席は、この立法の規定による職業訓練の実施に関し、基本的な計画を定めるものとする。

2　前項の計画を定めるにあたっては、雇用及び失業の状態並びに工業その他の産業の発達に応じて、適切に技能労働者の養成が行なわれるように配慮されなければならない。

第二章　公共職業訓練

（一般職業訓練所）

第五条　一般職業訓練所は、求職者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行なう。

2　一般職業訓練所は、前項に規定する業務に支障のない範囲内で、次の業務を行なうことができる。

一　雇用労働者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行なうこと。

二　事業内職業訓練についての援助に関する業務を行なうこと。

三　第一項に規定する業務及び前二号に掲げる業務のほか、職業訓練に関し必要な業務を行なうこと。

3　一般職業訓練所は、政府が設置する。

（総合職業訓練所）

第六条　総合職業訓練所は、次の業務を行なう。

一　雇用労働者に対して、専門的な技能に関する職業訓練を行なうこと。

二　求職者に対して、専門的な技能に関する職業訓練を行なうこと。

三　職業訓練指導員の訓練を行なうこと。

四　事業内職業訓練についての援助に関する業務を行なうこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2　総合職業訓練所は、政府が設置する。

（身体障害者職業訓練所）

第七条　政府は、身体に障害がある者で一般職業訓練所又は総合職業訓練所において職業訓練を受けることが困難であるものに対して、その能力に適応した職業訓練を行なうため、身体障害者職業訓練所を設置することができる。

（職業訓練の委託）

第八条　政府は、第五条第一項に規定する職業訓練について、一般職業訓練所において職業訓練を行なうことが困難又は不適当であると認めるときは、第十四条第一項の規定による認定を受けた事業主にその実施を委託することができる。

（公共職業訓練の基準）

第九条　公共職業訓練は、教科、訓練期間、設備その他の事項に関する規則で定める基準に従って行なわれなければならない。

（公共職業訓練を受ける求職者に対する措置）

第十条　第五条第一項の規定による公共職業訓練及び身体障害者職業訓練所において求職者に対して行なう公共職業訓練は、無料とするものとする。

2　政府は、前項に規定する公共職業訓練を受ける求職者に対して、規則で定めるところにより手当を支給することができる。

（市町村等の行なう職業訓練）

第十一条　市町村、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人（以下この条及び第三十条において「市町村等」という。）が職業訓練を行なう場合において、規則で定めるところにより行政主席の認可を受けたときは、この立法の適用については、その職業訓練は、公共職業訓練とみなす。

2　前条第一項の規定は、市町村等が前項の認可を受けて行なう求職者に対する職業訓練について準用する。

第三章　事業内職業訓練

（行政主席の援助）

第十二条　行政主席は、この立法の目的を達成するため、事業内職業訓練を行なう事業主に対して、資料の提供その他必要な援助を行なうように努めなければならない。

（事業内職業訓練の基準）

第十三条　事業内職業訓練（技能労働者に対して行なう追加訓練、再訓練及び職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練を除く。以下この章において同じ。）についての教科、訓練期間、設備その他の事項に関する基準は、規則で定める。

（認定職業訓練）

第十四条　行政主席は、申請により、事業内職業訓練について、前条の規則で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主が当該職業訓練を適確に遂行するに足りる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　行政主席は、前項の認定に係る事業内職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が前条の規則で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主が当該認定職業訓練を行なわなくなつたときは、当該認定を取り消すことができる。

（共同職業訓練団体の行なう認定職業訓練）

第十五条　事業主が事業内職業訓練を共同して行なうために組織した団体その他の事業主の団体がその構成員である事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行なう場合において、行政主席は、当該団体の申請により、その行なう職業訓練について、第十三条の規則で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該団体が当該職業訓練を適確に遂行するに足りる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　前条第二項の規定は、前項の認定について準用する。

3　この立法の適用については、第一項の認定を受けた団体は認定職業訓練を行なう事業主と、その行なう職業訓練は認定職業訓練とみなす。

（認定職業訓練に対する援助）

第十六条　政府は、申出により、認定職業訓練について、次に掲げる援助を行なうように努めなければならない。

一　一般職業訓練所又は総合職業訓練所の施設を使用させること。

二　一般職業訓練所又は総合職業訓練所の職業訓練指導員を派遣すること。

三　教科書、教材その他職業訓練に必要な資料を提供すること。

四　前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

（修了証明書）

第十七条　認定職業訓練を行なう事業主は、規則で定めるところにより、認定職業訓練を修了した者に対して、修了証明書を交付しなければならない。

（事業主の協力）

第十八条　認定職業訓練を行なう事業主は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練の施設を他の事業主が行なう事業内職業訓練のために利用させ、又は委託を受けて他の事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行なうように努めるものとする。

（追加訓練等）

第十九条　政府は、申出により、事業主の行なう技能労働者に対する追加訓練、再訓練又は職長訓練その他労働者の指導監督に関する訓練について、次に掲げる援助を行なうように努めなければならない。

一　これらの職業訓練について特別の訓練を受けた職業訓練指導員を派遣すること。

二　教科書、教材その他これらの職業訓練に必要な資料を提供すること。

三　委託により自らこれらの職業訓練を行なうこと。

四　前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

（勧告）

第二十条　行政主席は、特定の地域、産業又は職種について、技能労働者が著しく不足し又は不足するおそれがあると認めるときは、職業訓練審議会の意見を聞いて、関係事業主の団体に対して、職業訓練の実施又は改善を勧告することができる。

第四章　職業訓練指導員

（職業訓練指導員免許）

第二十一条　公共職業訓練（職業訓練指導員の訓練を除く。）及び認定職業訓練における職業訓練指導員は、行政主席の免許を受けた者でなければならない。

2　前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、規則で定める職種ごとに行なう。

3　職業訓練指導員免許は、申請により、次の各号の一に該当する者に対して、免許証を交付して行なう。

一　行政主席の行なう職業訓練指導員試験に合格した者

二　第二十四条第二項に規定する一級の技能検定に合格した者で、規則で定

める訓練を修了したもの

三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、規則で定める。

5 次の各号の一に該当する者に対しては、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許は、行なわない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、取消しの日から二年を経過しない者

（免許の取消し）

第二十二条 行政主席は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号の規定に該当するに至ったときは、その免許を取り消さなければならない。

2 行政主席は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員たるにふさわしくない非行があったときは、その免許を取り消すことができる。

3 行政主席は、前項の規定により職業訓練指導員免許の取消しをしようとするときは、当該処分に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

（職業訓練指導員試験）

第二十三条 職業訓練指導員試験は、実技試験及び学科試験とする。

2 行政主席は、規則で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

3 第二十一条第五項各号の一に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

第五章 技能検定

（技能検定）

第二十四条 行政主席は、労働者について、その技能の向上を図るため、技能検定を行なう。

2 技能検定は、規則で定める職種ごとに、一級及び二級に区分して行なう。

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によって行なう。

4 前条第二項の規定は、技能検定について準用する。

（受験資格）

第二十五条 技能検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 公共職業訓練又は認定職業訓練を修了した者で規則で定めるもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で規則で定めるもの

（合格証明書及び技能士）

第二十六条 行政主席は、技能検定に合格した者に、合格証明書を交付しなければならない。

2 技能検定に合格した者は、規則で定めるところにより、技能士と称することができる。

（技能検定委員）

第二十七条 行政主席は、第二十四条第三項の実技試験及び学科試験をつかさどらせるため、専門の技能又は知識を有する者のうちから、技能検定委員を任命するものとする。

第六章 職業訓練審議会

（職業訓練審議会）

第二十八条 政府に、職業訓練審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、行政主席の諮問に応じて、職業訓練計画、職業訓練の基準その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 審議会は、委員十五人以内をもって組織する。

4 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、行政主席が任命する。

5 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、各同数とする。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

8 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、行政主席が任命する。

9 特別委員は、議決に加わることができない。

10 委員及び特別委員は、非常勤とする。

11 技能検定に関する事項その他職業訓練に関する専門的な事項を調査させる

ため、審議会に、技能検定部会その他の部会を置くことができる。

（規則への委任）

第二十九条　前条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章　雑　則

（経費の補助）

第三十条　政府は、第十一条第一項の認可を受けた市町村等及び第十五条第一項の認定を受けた事業主の団体に対してその行なう職業訓練に必要な経費の一部を予算の範囲内で、補助することができる。

（手数料）

第三十一条　職業訓練指導員免許を受けようとする者、職業訓練指導員試験を受けようとする者、技能検定を受けようとする者及び第二十一条第三項の免許証又は第二十六条第一項の合格証明書の再交付を受けようとする者は、十ドルをこえない範囲内で、規則で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

（報告）

第三十二条　行政主席は、この立法の目的を達成するために必要な限度において、認定職業訓練を行なう事業主に対して、その行なう認定職業訓練に関する事項について報告を求めることができる。

（施行規則）

第三十三条　この立法の施行のため必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この立法は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内で、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この立法の施行の際、現に公共職業訓練所において職業補導を担当する者は、この立法の施行の日から二年間は、規則で定めるところにより、相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなす。

2　この立法の施行前に附則第四条の規定による改正前の労働基準法（一九五三年立法第四十四号）第七十一条の規定に基づく規則の規定によりした技能者養成指導員の免許は、この立法の施行の日から二年間は、職業訓練指導員免許とみなす。

第三条　この立法の施行前に公共職業訓練所における職業補導を修了した者は、第二十五条の規定の適用については、公共職業訓練を修了した者とみなす。

（労働基準法の一部改正）

第四条　労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

（職業訓練に関する特例）

第七十一条　職業訓練法（一九六八年立法第三十八号）第十四条第一項又は第十五条第一項の認定を受けて行なう職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で第十四条の契約期間、第三十二条の最低賃金、第五十条及び第六十四条の危険有害業務の就業制限並びに第六十五条の坑内労働の禁止に関する規定について規則で別段の定をすることができる。ただし、第六十五条の坑内労働の禁止に関する規定については女子及び満十六歳に満たない男子に関しては、この限りでない。

第七十二条　前条の規定に基づいて定める規則は、当該規則によって労働者を使用することについて行政主席の許可を受けた使用者に使用される労働者以外の労働者については、適用しない。

第七十二条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二　第七十一条の規定に基づいて定める規則の適用を受ける未成年者については、第四十条第三項第一号及び第二号の規定による年次有給休暇として、次の級別規格に基づいて年次有給休暇が与えられる。

一　十二箇月未満継続勤務した労働者は一箇月の労働につき八時間

二　十二箇月以上二十四箇月未満勤務した労働者は一箇月の労働につき八時間四十分

第七十三条を次のように改める。

第七十三条　第七十二条の規定による許可を受けた使用者が第七十一条の規定に基づいて定める規則に違反した場合においては、行政主席は、その許可を取り消すことができる。

第百十五条に次の一項を加える。

2　第七十一条の規定に基づいて定める規則（第六十五条の規定に係る部分に限る。）に違反した者についても前項の例による。

第百十六条第一号中「第六十七条」の下に「、第七十二条の二」を加え、第四号を次のように改める。

四　第七十一条の規定に基づいて定める規則（第五十条及び第六十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者

第百十七条第一号中「第七十二条第二項」を削り、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第七十一条の規定に基づいて定める規則（第十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この立法の施行前にした改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（失業保険法の一部改正）

第六条　失業保険法（一九五八年立法第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第三号中「職業の補導」を「公共職業訓練等（職業訓練法（一九六八年立法第三十八号）第二条第三項の公共職業訓練その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれる訓練（講習を含む。）であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第二十七条の二の見出し、第一項及び第二項中「職業補導」を「公共職業訓練等」に改める。

第二十八条第一項各号列記以外の部分中「職業の補導」を「公共職業訓練等」に、同項第一号及び第二号中「職業補導」を「公共職業訓練等」に改める。

第三十四条第一項及び第二項中「職業補導」を「公共職業訓練等」に改める。

（失業保険法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この立法の施行前にした改正前の失業保険法第十九条第三項第三号、第二十八条第一項第一号又は第三十四条第一項及び第二項の規定による職業の補導に関する指示は、改正後のこれらの規定によりした公共職業訓練に関する指示とみなす。

（琉球政府公務員の退職手当に関する立法の一部改正）

第八条　琉球政府公務員の退職手当に関する立法（一九五六年立法第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第五項並びに同条第六項第三号及び第四号中「職業補導」を「公共職業訓練等」に改める。

（市町村財政法の一部改正）

第九条　市町村財政法（一九五三年立法第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号を次のように改める。

四　削除

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十条　身体障害者福祉法（一九五三年立法第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「職業補導」を「公共職業訓練」に改める。

立法院の議決した職業安定法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九六八年六月二十六日

行政主席　松　岡　政　保

立法第三十九号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

職業安定法の一部を改正する立法

職業安定法（一九五四年立法第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職業補導等」を「職業指導等」に改める。

第四条第五号中「又は職業補導」を削り、同条第八号中「職業紹介、職業指導又は職業補導」を「職業紹介又は職業指導」に改める。

第五条中第五項を削り、第六項を第五項に、第七項を第六項に繰り上げる。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　政府の行なう職業紹介及び職業指導

第六条中「、職業指導及び職業補導等」を「及び職業指導」に改める。

第七条第一項中「、職業補導」を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

（公共職業訓練のあっせん）

第十五条の二　公共職業安定所は、求職者に対し公共職業訓練を受けることに

ついてあっせんを行なうものとする。

第二十条中「及び琉球教育法（琉球列島米国民政府布令第六十六号）第十四章第一節第一条」を削る。

第二十一条第一項中「及び琉球教育法第十四章第一節第一条」を削り、同条第二項第六号を次のように改める。

六　公共職業訓練を行なう施設への入所のあっせんを行なうこと。

第二章第五節を次のように改める。

第五節　削除

第二十二条から第二十六条まで　削除

第三十条第一項中「及び琉球教育法第十四章第一節第一条」を削る。

第四十九条、第五十条及び第五十一条中「、職業補導」を削る。

附　則

この立法は、職業訓練法（一九六八年立法第三十八号）施行の日から施行する。

発行所　総務局渉外広報部文書課
販売所　総局局財務部用度課
―暁印刷社―